

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年5月8日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年4月号掲載)

第47回 機能的クレームの解釈

1. 概要

機能的クレームについては米国と同様の権利範囲解釈が行われる。司法解釈[2009]第21号第4条には、「請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。」と規定されている。

機能的クレームの解釈を巡る事件はノキア事件が参考となる。本事件では装置クレームにおいて「～により構成される¹⁾」と機能的な表現により構成要件を特定しており、権利範囲の特定が問題となった。高級人民法院は明細書にも単に作用的な記載しかなく、具体的な構成が記載されていないことから、権利範囲を特定することができず特許非侵害との判決²⁾をなした。

2. 背景

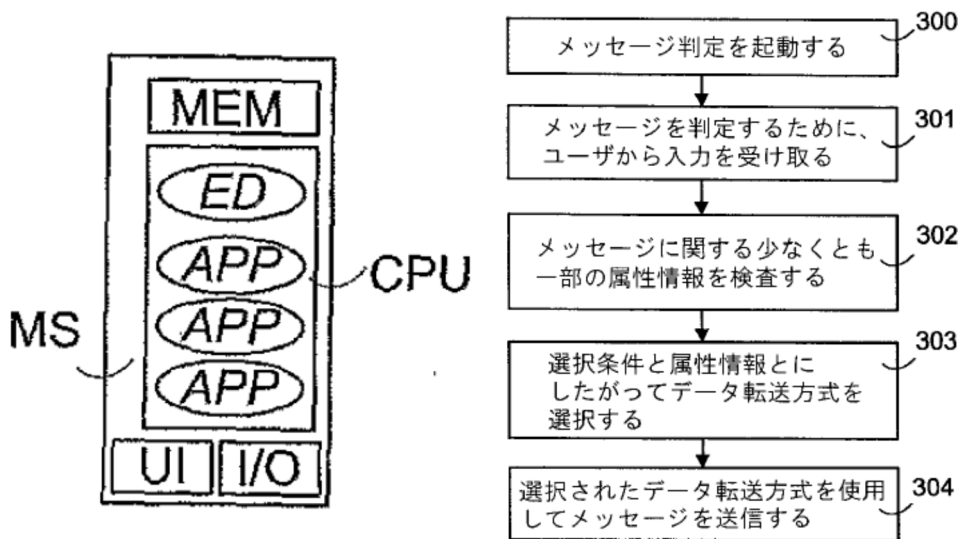
(1)特許の内容

ノキア公司(原告)は“データ転送方法の選択”と称する特許第200480001590.4号(以下、590特許という)を所有している。590特許は2004年8月17日に出願され、2008年7月9日登録された。

590特許は、ショートメッセージまたはマルチメディアメッセージ等のメッセージの種類に応じてメッセージデータの転送方法及びエディタを選択するアイデアをクレームしている。参考図1は590特許のハードウェア構成図及びフローチャートである。

¹⁾ 原文では「被配置为」と表現されている。

²⁾ 上海市高级人民法院2014年2月24日判決 (2013)沪高民三(知)終字第96号



参考図 1 590 特許のハードウェア構成図及びフローチャート

(2) 訴訟の経緯

原告は、華勤公司（被告）が製造販売する L160A、V91、S300C、S520A 及び L18 携帯電話が 590 特許を侵害するとして上海市第一中級人民法院へ提訴した。また原告は被告に対し、2 千萬元(約 3 億 8 千万円)の損害賠償を求めた。上海市第一中級人民法院は特許非侵害の判決³を下した。原告は当該判決を不服として上海市高級人民法院へ上訴した。

3. 高級人民法院での争点

争点：機能的クレームにより権利範囲が限定解釈されるか否か

争点となった請求項 6 及び 7 は以下のとおりである。

請求項 6 ユーザから受け取られた入力に基づいて転送を待つメッセージを確定するよう構成された端末装置において、

前記端末装置は、現在入力された、または、既に入力されたメッセージの少なくとも一部分の特性情報を検査するよう構成されており；

前記端末装置は前記メッセージを転送するために、予め定められた選択条件下で、前記メッセージ特性情報に関連するデータ転送方法を選択するよう構成されており、

前記特性情報は下記の情報の一つであることを特徴とする端末装置。

前記メッセージ中に入力された、及び／または、前記メッセージのために選択された情報のタイプを指定する情報タイプ；

³ 上海市第一中級人民法院判決 (2011)沪一中民五(知)初字第 47 号

受け手の識別子；
受け手の識別子のタイプ。

請求項 7

前記データ転送方法の選択を、メッセージを入力するために用いられるメッセージエディタにおいて適用するよう構成されており；

前記メッセージエディタにおいて行われる前記データ転送方法の選択に基づいて、前記選択されたデータ転送方法をサポートするデータ転送アプリケーションに対して前記メッセージを送信するよう構成されており、及び

前記データ転送アプリケーションによって使用されるデータ転送プロトコルにしたがって、前記メッセージを通信ネットワークに送信するよう構成されている

請求項 6 に記載の端末装置。

590 特許の請求項 6 及び 7 は対応する方法の請求項に対し、単に「構成されており」の文言を付加したものであり、当該請求項の記載が機能的クレームといえるか、また権利範囲をどのように確定するかが問題となった。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 4 月号をご覧ください。